

福祉厚生常任委員会記録【速報版】

○招 集 日 時 令和8年 6月16日（火）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	杉 山 尊 宣
	副 委 員 長	根 岸 裕 美 子
	委 員	海 東 一 弘
	〃	鈴 木 三 男
	〃	落 合 信 太 郎
	〃	山 野 井 隆
	〃	加 増 充 子

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員	総 務 部 長	吉 田 文 彦
	財 政 部 長	田 中 英 樹
	健 康 福 祉 部 長	彦 坂 哲
	こ ど も 部 長	助 川 直 美
	教 育 部 長	飯 竹 永 昌
	健 康 福 祉 部 次 長	直 井 徹
	総 務 課 長	土 谷 靖 孝
	財 政 課 長	谷 池 公 治
	納 税 課 長	塚 本 豊 康
	社 会 福 祉 課 長	根 本 真 人
	高 齢 福 祉 課 長	井 橋 久 美 子
	健 康 づ くり 推 進 課 長	海 老 原 充
	こ ど も 政 策 課 長	高 中 誠
	保 育 課 長	山 田 英 紀
	こ ど も 相 談 課 長	樋 口 康 代
	指 導 課 長	丸 山 信 彦
	教育総合支援センター長	仲 田 敦 夫
	健康づくり推進課副参事	櫻 井 裕 久
	国 保 年 金 課 副 参 事	吉 住 三 世 子

保 育 課 副 参 事	飯 塚 千 絵 子
財 政 課 長 補 佐	河 原 崎 拓 人
納 税 課 長 補 佐	細 井 大 悟
社 会 福 祉 課 長 補 佐	根 本 清 美
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	櫻 井 寛 之
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	木 村 充 之
国 保 年 金 課 長 補 佐	竹 内 幸 美
こ ども 政 策 課 長 補 佐	中 村 晃 子
こ ども 相 談 課 長 補 佐	菅 野 栄 一
○職務のため 出席した者	議 会 事 務 局 長 彦 坂 哲
	議 会 事 務 局 長 補 佐 永 井 宏 幸
	議 会 事 務 局 主 事 大 場 真 爽

○付 託 事 件 議案第40号 令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）

○調 査 事 件 所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、その他）

○審査の経過

午前10時 分開議

○杉山委員長 ただいまの出席委員数7名。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから福祉厚生常任委員会を開きます。

それでは、議案審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブック스에登載したとおりです。委員各位に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知お願いします。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願い申し上げます。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）所管事項を議題といたします。本件につきましては、6月2日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、本件については提出者の説明を省略することに決定しました。委員各位と執行部の皆様に申し上げます。本件における質疑は、通告制で行うことになっております。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、加増委員、根岸委員の2名からありました。

まず、加増委員。

○加増委員 おはようございます。私のほうからは、生活保護に要する経費、扶助費の中で、7,000万円が計上されております。補正予算の説明にもありましたけれども、1世帯はどのくらいになるのかというのを具体的にお示しできますか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 生活支援課、根本です。加増委員の御質疑にお答えいたします。1世帯当たりの給付額としましては、対象世帯に追加される給付額は、当時の年齢や世帯人数、保護受給期間、加算の有無などによって異なってまいります。市内の対象世帯の中では、数千円の世帯もあれば、10万円を超える世帯もございますので、一概に申し上げることができない状況でございます。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 1月の国会の中で、厚生労働省が資料を提出したんですよね、共産党の国会議員の要求に応じまして。そして、食費や光熱費などに充てる生活扶助費の追加給付額は、一級地——それぞれ一級地の1では、夫婦2人当たり23万6,000円、高齢者は75歳単身で9万5,000円。三級地の2では、同じくそれぞれあって18万円。ここは、取手は2級地でしたよね。——そうしますと、先ほど幅広い話——額が示されたんですが、大体はどのくらいの範囲なのかなって伺いたいんですが、そこまでは——それぞれの家庭の状況があるから、それは分かりますけれども、大体どのくらいなのかなと。もう一度伺います。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。大変申し訳ないんですけども、その世帯の受給期間であったり、人員数であったり、いろいろなことで給付額というのは異なりますので、ここではちょっと一概に申し上げることができません。申し訳ありません。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 あとで個々に、また伺うこともあると思いますので、よろしくお願いします。スケジュールが、補正の中でありましたけれども、7月が「現在、生活保護等を受給している世帯の支給事務開始」ということなんです、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。当初の予定では、こちらにあるとおり7月に支給事務開始ということになっておるんですが、この補正予算が成立いただいた際には、生活保護受給中の世帯に対しては、プッシュ型で、なるべく早く速やかに支給を開始したいと考えております。そして一方で、廃止世帯につきましては、申出制になるものですから、

その方々に対する広報紙での周知であったり——いずれかの周知が必要になろうかと思しますので、その周知を経てから取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 生活保護を受給していない、廃止された方、そういう方は申出ということなのですが、どのような周知徹底——やり方、方法あると思うんですが、どのように考えていますか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。まず、国が主導的に啓発をしていくというところなのですが、国からパンフレットやポスターが配布される今後予定になっております。それらを市内の施設等に配置するほかに、市としては広報とりでやホームページ、そしてメールマガジン、LINEで周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 3点目に伺いたいんですが、生活保護費が引下げになった2013年から2015年の間ね。引下げになって、それによる影響を受けた人が出ていると思うんです。どのぐらい、いらっしゃるのか。例えば、母子加算とか、いろんなところで生活保護が下がれば、いろいろ出てくると思うんですけど、どのぐらい——どんなような影響があったんでしょうか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。生活保護の引下げにより影響を受けた追加給付の対象世帯は、取手市で、平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給したことがある世帯となります。このほかに、平成30年10月から令和8年3月までの間に、生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院していたり、施設に入所されていた方、そして障がいのある方で加算がされていた方なども対象となります。対象世帯数としては、現在、生活保護受給中の1,157世帯のほか、既に廃止されている766世帯、合計1,923世帯を見込んでおります。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。そういう中で、私もいろいろ、いろんなところを見てきたんですけれども、要するに、この生活保護費が引き下げられた、それによって影響を受けた方は全て追加支給対象となるという考え方でいいんでしょうか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。既に亡くなっている方については、追加給付の対象外となっております。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。それと今、私は母子加算とかいろいろ出したんですが、就学援助というか——生活保護を受けている方は就学援助・準就学援助ですか——そういう制度があるんですが、そういうところへの影響というのは出ているんでしょうか。基準が変わった中で。どうなんですか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。今委員がおっしゃっていたのは教育扶助のことによろしいですか。生活保護を受けている小学生・中学生。

〔加増委員頷く〕

○根本生活支援課長 はい。そういった方々についても、少なからず影響はあろうかと思います。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、少なからず影響があるということは、これから調査していつて、いろんなケースがあると思うんですけども、そういうところまできつと行き届いた給付を進めていくというお考えでよろしいんですか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。現在、生活保護を受給している世帯、そして廃止している世帯にも丁寧に支給のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 最後です。これは、いつ頃までに大体終わるのかなと思うんですが、見通しはどうなんですか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。国からは、令和8年度中に終わらせるようなことで示されております。以上です。

○杉山委員長 最後に、根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願ひいたします。今、加増委員のほうから、ほぼほぼ聞きたいことは聞かせていただいたんですけども、プラスということで、廃止世帯に対しての広報の方法なんですけれども、あくまでも広く広報とりでであったりとか、あとはポスター掲示だったりとかということなんですけれども、廃止世帯がもう世帯数が決まっている、分かっているということは、一応連絡先というのは持っていらっしゃると思うんですね。そういった場合に、やっぱり個別で一度は何かお知らせする必要があるのではないかと考えているんですけども、その辺はどうなのでしょう。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 生活支援課、根本です。お答えいたします。国から、生活保護受給廃止世帯については申出制ということで、こちらからの通知とかプッシュ型の申出制——申出については想定しておりませんので、国から示されている手続方法で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 国から示されているということなのでしょうけれども。やはり制度の設計自体で結局、今回不備があったということが、最高裁判決で出たわけですから、やはりそこは丁寧に対応する必要があると思うんですけども。そこは、どうして個別にはやらないようにというところがあるのでしょうか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 その通知等をしないという理由としては、国からは、現在生活保護

を受けていない方について、過去に生活保護を受けていたことを周りにばれたくない【「ばれたくない」を「知られたくない」に発言訂正】とか、そういったことが懸念されるという理由から、プッシュ型、そしてまた通知はしないというところを聞いております。以上です。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 一旦、理解はいたしましたけれども、ちょっと腑に落ちないというか——というところはあるかと思いますが。以上です。

○杉山委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から疑義のある委員はおりますか。

○杉山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 よろしくお願ひします。先ほどの加増委員と根岸委員の質疑の中で、やっぱり一番問題になるのは、廃止世帯の救済だろうと思うんですよね。国からの指導があったということなんですけども、これはあれですか、廃止世帯ということは、当時受給期間のときは資格があつて、現在はそういう生活保護の資格がないという世帯でよろしいわけですよね。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。おっしゃるとおり、現在は生活保護を受給してはなく、当時、対象期間に生活保護を受給していた世帯ということになります。以上です。

○杉山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それと、令和8年度中に終了するということなんですけども、厳格に——正確に言うと、令和9年の3月31日までに申出がなかったら、アウトと言うか、追加の支給はないという理解でよろしいでしょうか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本生活支援課長 お答えいたします。現在のところ、始まる——申出受付期間、そして締切り期間、いずれも国からまだ正式に示されていませんで、今ちょっとお答えすることができません。申し訳ありません。

○杉山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 以上です。ありがとうございました。

○杉山委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。これで、議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）の所管事項に対する質疑を終わります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。加増委員、海東委員、根岸委員、落合委員の、4名から通告がありました。

まず、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、クーリングシェルターについて伺います。昨年の実績から改善された内容はあるのかということで伺いたいんですが。もう酷暑で、本当に大変な思いがあると思うんですけど、昨年の経験から、どのように改善されたのか、あれば具体的にお示してください。

○杉山委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センター、関口です。加増委員の御質疑に御答弁させていただきます。昨年度のクーリングシェルターの運営実績を踏まえ、今年度も引き続き熱中症対策の一環として、クーリングシェルターの運営及び増設に取り組んでおります。大きな改善点はありませんが、市民の皆様がより利用しやすい環境を目指し、令和8年度は初めて商業施設として、ミスターマックスと協定を締結し、新たな拠点を確保してございます。段階的ではございますが、市民の健康と安全を守るため、クーリングシェルターの増設に向けた取組を進めております。今後も運営状況や市民の声を踏まえながら、さらなる改善に努めてまいりたいと考えます。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 本当に、暑い中に歩いてて、ふらふらになってしまったとか、いろんな方もお話を伺ってます。そういう方が本当にそこを利用したいということは、十分、市のほうも配慮した内容だと思うんですが。実際、クーリングシェルターの表示が分かりづらい——いろんな公共施設も取り組んでます。それから商業施設というかドラッグストアもやっていますけれども。私もざっと見たところ、表に旗があるかどうかというところを見回ったら、ないんですね。ただ、あったのは、かたらいの郷は——あれ去年の旗なのか、古い旗が立ってました。外に分かった——見えなければ、分からないと思うんですけど、そこら辺はどうなのでしょう。

○杉山委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 御答弁させていただきます。クーリングシェルターの各施設の出入口には、利用者に分かりやすいように、クーリングシェルターである旨の表示と、休憩可能なスペースに、のぼり旗の設置をお願いしているところでございますが、加増委員おっしゃるとおり、一部の施設に、のぼり旗の設置がなく、分かりづらいとの御指摘を頂いております。この点につきましては、施設によって休めるスペースが狭いこともあり、のぼり旗が分かりづらい可能性も——のぼり旗の設置が分かりづらい可能性も考えられますが、いずれにしても、のぼり旗の設置場所の工夫など分かりやすい表示を心がけを伝えて——施設のほうにお伝えしていきたいと考えております。加えて、5月15日の広報とりで及び市ホームページに利用案内を掲載しておりますので、外出する際や熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、あらかじめクーリングシェルターの設置施設を御確認いただくと、御安心できるかと思います。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 これから、ますます暑くなって、利用者はこれから増えていくと思うんですけども。椅子があって、そこでお休みができる、水が飲める——そういう状況だと思うんですが。さらにもっと配慮しなきゃならない点というのは、いろいろ、その状況にあつてあると思うんですけども。そういう施設の皆さんの対応とか、市としての心がけとか、そういう話がされているんでしょうか。

○杉山委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 御答弁させていただきます。クーリングシェルターにつきまして

は、特に高齢者の利用が多い公共施設や郵便局、薬局などに設置しておりますが、施設によってはその休憩スペースに、今委員のほうからお話がありました椅子を設置して、落ち着いてクールダウンしていただくように、配慮しているところもございます。さらに、また市のほうで注意していく上では、やはり安全性というところで、急に体調の変化が起こる場合もありますので、そのときには施設のほうに早期対応していただくような配慮をしていただくようお願いしているところでございます。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 以上です。

○杉山委員長 続いて、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。何点か質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。まず初めに、自殺対策の対象となり得る方々の早期発見、把握のためのアウトリーチ活動などにつきまして、お尋ねします。自殺総合対策大綱にアウトリーチの強化がうたわれていまして、本市におきましては、第二期健康とりで21の生活困窮者の自殺対策推進のところで、積極的なアウトリーチとの内容が示されています。全国的において、自殺により亡くなる方は減少傾向にあるようではございますけれども、年間約2万人を推移して、毎日約50人以上の方が自ら命を絶っている計算になります。本市におきましても、自殺対策の取組などが進められていることと思います。そのような中、自ら命を絶つという選択を1件でもなくしていくためには、待ち受けの来所型やプル方式にとどまることなく、アウトリーチやプッシュ型の調査などが有効的な手段と、市のほうでも、そのようにお考えではないかと思えます。ここ最近のことですが、私のほうに自殺に関わる相談などがありまして、私が受けた案件につきましては、お話などがありましたので、把握することができましたが、死にたいという様々な思いや考えをひそかに抱えているなど、表面化されずに潜在的に、適切なアプローチや積極的な支援等が必要な方々が本市にもおられると考えております。自殺対策の対象となるような方々を早期に見つけ出して、適切なアプローチや支援につなげていくというアウトリーチなど、本市におきましては、どのように取り組まれていらっしゃるか。まずは、こちらの点につきまして、お尋ねします。

○杉山委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 保健センターの小笠原です。海東委員の御質疑に御答弁させていただきます。自殺リスクが高い方は、孤立していたり精神的につらい状態で、自ら相談窓口にアクセスすることができない状態になることが少なくありません。自殺は特定の人だけの問題ではなく、誰にでも起こり得る危機であるという認識の下、庁内各部署や地域の関係機関との連携を強化し、ネットワークを活用した支援体制として、取手市のちを守るネットワークワーキングチームを構築しております。具体的なアウトリーチ活動といたしましては、保健センターでは、電話やSNSでの相談、こども相談課と連携し、妊娠期から出産後の母親への伴走型支援、教育総合支援センターでの不登校児童への家庭訪問、生活支援課や社会福祉協議会での経済的困窮者への相談や見守り、地域包括支援センターでの独り暮らし高齢者への家庭訪問など、各分野でのアウトリーチ活動を展開しております。また、SNSと相談・連携自治体事業として、特定非営利活動法人、自殺対策

支援センターライフリンクと協定を結び、SNS相談サイトに相談があったケースで、市の介入が必要な場合は、情報共有し、早急に訪問などで対応しております。

○杉山委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解することができました。様々取り組まれていらっしゃる、そのように受け止めさせていただきました。ただいまのお話にありましたネットワークであったりですか、そういったところは非常に大切かなと、そのように考えております。本市におきましては、平成20年度に、庁内関係各課による自殺予防対策に関わるチームが構成されまして、これまでも先進的な取組や様々な展開などが推進されまして、努めてこられていらっしゃる、そのように思っております。しかしながら、刻一刻と著しく変化する昨今におきましては、これまで講じられてきたことが通用しなくなるなど、常に最新の方策等の調査研究などが必要ではないかと、そのように考えられまして、よそから学びを得ることなども、有効的な手段と考えられます。また、自治体、機関団体、事業者等への調査研究または連携など、どのように取り組まれているのか、この点につきまして改めまして、お尋ねいたします。

○杉山委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 答弁させていただきます。本市では、他自治体における自殺対策の先進事例や効果的な取組について情報を収集し、それを本市の施策に反映させる努力を続けております。また、国や県が主催する研修会やセミナーに積極的に参加し、最新の知見や実践的な手法を学び、それを本市の実情に合わせて取り入れるよう努めております。さらに、取手市いのちを守るネットワークワーキングチーム会議において、関係各課より専門機関や所属団体での取組について情報を共有し、自殺予防施策の参考にしております。また、協定を結んでいるライフリンクが開催する意見交換会には、年に2回参加し、法改正に関する勉強会や他自治体との意見交換を行っております。これらをもとに、本市における自殺対策の改善に努めており、地域の実情に即した効果的な支援体制の構築に活用しております。今後も、外部機関や団体との連携を積極的に進め、より多様な視点からの知見を取り入れながら、自殺対策の充実を図ってまいります。

○杉山委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。ただいまの御答弁の中に、セミナーや研修会の参加というお話がありましたけれども、具体的にはどのようなセミナーや研修に御参加されていらっしゃるのか、もし分かる範囲で、お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○杉山委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。具体的なセミナーと研修会ということでの御質疑を頂きましたので、基本的には自治体関係の集まりがございます。その中で研修会議のほうを行っておりますので、そちらのセミナーに参加したり、またその場所での意見交換会、こちらを中心に見地のほうを高めているというところでございます。以上です。

○杉山委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。先ほどの御答弁にもありましたけれども、ライフリンクさんのお話がありました。これは、ライフリンクさんのほうから、自治体向けに何かお話があったのか、それともこちらから出向かれて、ライフリンクさんのほうをお知りになってアプローチされているのか、その辺りにつきまして、いかがでしょうかお尋ねします。

○杉山委員長 小笠原補佐。小笠原保健センター課長補佐 ライフリンクの方とは、連携自治体事業として協定を結んでおりますので、協定を結んだ後に、各——全国にも協定を結んでいる自治体がいらっしゃるんですけれども、その自治体の人を一堂に集めてオンラインで、各自治体の実践している内容とか、あとライフリンクからの最新の情報などを、一緒に意見交換会として各自治体が対応しているケースとかをお伝えしたり、どういうふうに関わりをしていくというのを実際に、ライフリンク側が発信してやるよということで参加をしております。

○杉山委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解いたしました。その辺り……

〔ベル音〕

○海東委員 （続）たしかホームページに掲載があったような気がしたんですけれども、その辺りにつきましてはいかがでしょうか。お尋ねします。

○杉山委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 御答弁させていただきます。ホームページのほうに、ライフリンクの——自治体の協定のほうは結んでいるということにはなっていると思うんですけど、具体的に意見交換会を実施してますとかというのは掲載していないと思います。

○杉山委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解いたしました。

では、次でございます。自殺未遂者と自殺者・未遂者の親族等への支援につきましては、いかがでしょうか。こちら法改正もありまして、新たに法律のほうが変わったと思いますが、その辺りにつきまして、お尋ねいたします。

○杉山委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 答弁させていただきます。令和8年の自殺対策基本法の改正では、自殺者や自殺未遂者への支援を含む条文を改めて整理・拡充し、特に子どもを含めた体制整備や関係機関の連携・強化などが新たに追加されたと認識しております。自殺者の御遺族や自殺未遂者の親族への支援についてですが、深い悲しみや罪悪感、社会的孤立といった心理的負担を軽減するための支援が重要と考えております。本市では、茨城県や民間が実施している電話相談事業につなげたり、ケースによっては保健センターの精神保健福祉士等と遺族の方に電話や訪問等で見守りする場合があります。本市としても、このたびの法改正を受けまして、医療機関や専門機関、地域の関係者との連携を一層強化し、支援体制のさらなる充実とネットワーク化の推進に取り組んでまいります。また、支援の質を向上させるため、他自治体の取組や専門機関が提供する最新の知見を積極的に取り入れ、個々の状況に寄り添った支援を展開してまいりたいと考えます。

○杉山委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解いたしました。

では、最後でございます。市民一人一人の理解と実践、普及啓発、こちらのほうは非常に重要になると思います。私も一市民としまして、様々な学びを得たいと、そのように考えております。市のほうでは、どのようにお考えになられまして取り組まれていらっしゃるか、最後にこの点につきまして、お尋ねいたします。

○杉山委員長 小笠原補佐。

○小笠原保健センター課長補佐 本市では、自殺対策において、市民一人一人の理解と行動が非常に重要であると認識し、普及啓発活動を積極的に進めております。自殺は多くの場合、周囲の気づきや支援によって防ぐことが可能であるため、市民が正しい知識を持ち、日常生活の中で実践的な対応ができるよう、環境づくりを目指しています。具体的な取組として、ゲートキーパー——いのちの見守り役養成講座を実施し、市民が地域内で支え合う役割を果たせるよう、専門的な知識とスキル習得をしていただいております。平成21年から毎年実施し、昨年度までで養成講座を受講した一般市民は1,085名、市の職員は619名と、合計1,704名がゲートキーパー養成講座を受講しております。また、市の広報紙や公式ウェブサイトでは、心の体温計でのメンタルチェックができたり、精神科医師による心の相談を御案内しております。自殺予防に関する情報や相談窓口の案内を積極的に発信し、市民が必要なときに必要な支援にアクセスできるよう取り組んでおります。特に、若年層や子育て世代へのアプローチを強化しており、小中学校の保護者や養護教諭と連携し、心の健康に関する講座や啓発活動を行ったり、ライフリンクのプロジェクトで、「子ども・若者向けのウェブ空間——隠れてしまえばいいんです」という事業に協力して、ウェルネスプラザのトイレ内にサイトの案内を掲示しております。今後も、市民一人一人が自殺予防に関する理解を深め、日常生活の中で実践的な行動を取れるよう、普及啓発活動を一層充実させてまいります。

○杉山委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解いたしました。日々ご尽力いただいております。誠にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○杉山委員長 続いて、根岸委員。

○根岸委員 よろしく願いいたします。移送サービス事業の改善策ということで、一般質問でも取り上げて、そちらでも言及したところなんですけれども。とにかく、早急に地域間格差の是正が必要だと思います。特に、藤代地区のリソースというのを増やす必要があると思っています。今やられている団体のほうに、車両を増やせたりとか、あと人員を確保できるような形で、市が支援するべきだと思っているんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。市では令和6年7月から、民間タクシー等を利用しやすくすることで、移送団体の予約集中の解消、団体負担の分散を図るため、移送団体と民間タクシーのどちらでも使える共通券を5枚交付

しております。利用者側として、移送団体とタクシーの使い分けが浸透しつつ、藤代地区の利用者が想定される龍ヶ崎市のタクシー会社の利用では、令和7年度に前年度より100回程度増加していることを確認しております。藤代なごみの郷の負担軽減につながっていると考えています。先日の一般質問でもお答えをさせていただいたように、福祉有償運送が現在直面している課題としましては、各団体から、運転者の高齢化や後継者不足によるサービス提供を担う運転者の確保が難しくなっているということにより、予約や配車等の運行管理にも苦勞されていると伺っています。そのため、御提案いただいた、市による移送団体への車両支援については、まずは運転者不足の課題を第一に考え、地域格差の解消につなげていきたいと考えております。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 そうなんですけれども。実際、なごみの現状というのが今、1日一、二件ぐらいしかできてないと聞いてます。最大6件受けることができるんだけれども、ドライバーさんが三、四人回していらっしゃって、とにかく2件ぐらいしか1日できないというお話なんです。実際それだけでも、運行管理に携わる人というのは、今、実際、施設の事務をやってらっしゃる方が兼務してるということなんですけれども。0.8人分ぐらい必要なので、なかなかそこも結構負担が多いということを聞いております。車両自体は、持ち込んでいらっしゃる方もいるけれども施設の車両を使って、実際はその施設のドライバーをしている方が率先して、ボランティアという形で、空き時間やってくださってるということを知っています。一方、社協——こっちの本所のほうは、登録しているドライバーさんの中には、藤代地区から通われている方もいらっしゃって、やっぱりそういう方は結構、移動に時間がかかっているんじゃないかなと思います。私は、藤代支所のほうに1台とにかく配置をして、そこで今、実際、社協のこちらに登録して、こちらに20分かけて来ていらっしゃる方が、スタートがそこで、実際のお迎えに行く方も藤代の地区という方というところを、ちょっと検討していただきたいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。議員のおっしゃるように、ドライバーさんのほうが藤代からこちらにということですが、こちら側のほうで運転を——移送サービスをやられてると、こちら側が減になってしまうと、こちら側がどうなってくるのかというふうにも考えますと、やはり車両を増やした場合、ドライバーさんの確保はどうするのか、あと需要と供給のバランス等を見極めて、経済的負担や様々なところを検討しながら、今後、団体とも協議してまいりたいと思います。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 実際に協議の場というのが、今伺っていると、やっぱり年に1回とか、あっても2回ぐらいしか正式な場所というのはないと聞いています。何かあったときに、世間話じゃないですけど、ちょっとやり取りすることはあるでしょうけれども、やはりそれだけでは不足していると思います。ちゃんと現状把握と分析というところをした上で、対策が必要だと思うんですけれども、そういう協議の場というのはいかがでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 今後、必要に応じて協議のほうを行っていきたいと考えております。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 ぜひ、よろしくお願いします。本当にドライバーさん一人一人の働き方というか、どういうことを思っやってらっしゃるかというところの本当に細かいところも、運営の団体にお任せするのではなくて、やはり担当の市——担当課として、もうちょっと踏み込んだ形で改善策というのを探っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。こちらは以上になります。

次、身寄りのない高齢者世帯の課題についてということなんですけれども。ある地域包括支援センターの方にお伺いしたんですけれども、10年前は400世帯ぐらいだったその独り——独居だったり、老夫婦って——その身寄りがなかなか手伝いしてもらえない世帯というのが、今は1,300世帯ぐらいに増えちゃってるということなんですよね。もう本当に3倍以上ということなんですけれども。そういった形というのは現状、実際その人数の把握だったりとか、対応の状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。取手市では、独居高齢者及び高齢世帯に対する訪問を、議員おっしゃりますように、地域包括支援センターと民生委員さんで行っていただいております。訪問の際に、緊急連絡先などの情報収集を行っております。頼れる身寄りがいない高齢者の人数となると、身寄りがいたとしても、現実、御連絡すると支援ができないと言われてしまったり、緊急連絡先がなくても支援をしていただける身寄りがいたりというような形で、現況その実質的な人数という把握までは至っておりません。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 そういった対応の状況というのは、どうなってるのでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 現状、御相談の中で身寄りがいなくて、入院とか入所であったりとか、あと生活の中での支援が必要な場合、様々な問題がありますので、そこに関しては、その方の意思を尊重しながら、協力関係者と一緒になって連携をして、その人の支援体制を構築しているところであります。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 実際、本当に伺っていると、ケアマネさんのシャドウワークというのが、すごく大きい負担になっている、あとは民生委員さんだったり地域の方も、心配はしてるんだけど、やはりなかなか個人情報だったり、いろんなことで壁があったり、あとは…

[ベル音]

○8番（根岸裕美子君） （続）地域の力というのも——身元保証だったりとか、施設の何ちゃらということになると、急に立ち足はだかつていって、手出しができなくなっちゃうという状況もあると思うんです。また、こないだ、佐野議員のほうからペットの件も出ていました。そういった形で、家族の力だったり、地域の力だったりというのが、もう弱っ

ている中、じゃあ、どうするというのは本当に難しいんですけども、やはりそこはしっかりやっていかなければ、主導的に担当課のほうやるべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 答えさせていただきます。日常生活の困り事や身元保証、金銭管理、死後の手続など多岐にわたっている問題に対しては、高齢者本人の意思決定を支援する仕組みづくりが必要だと考えております。今後も、相談機関である地域包括支援センターや社会福祉協議会ほか、関係機関と連携をしながら、他市の自治体の事例も注視しながら、行ってまいりたいと思います。

○杉山委員長 根岸委員。

○根岸委員 国のほうも急ピッチで今やっているようなんですけども、でも本当、待たなしなので、しっかりお願いしたいと思います。以上です。

○杉山委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしく申し上げます。高齢化が進む中で、ケアマネジャーさん不足や負担軽減や処遇改善は、本当に緊急性の高い重要な問題だと認識していることと存じます。その切り札の一つとして、国はケアプランデータ連携システム導入を推進しております。現在、サービスの提供を表や在宅サービス計画書などを手書き、印刷し、ファクスや郵便等でやり取りしていた書類をデータで送受信できるようになるため、業務負担軽減やコスト削減が期待できます。また、厚生労働省が発表した介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業において、生産性の向上や共同化等に取り組む事業所の介護職員に対する賃上げ支援の上乗せ要件として、このシステム導入というのが設けられたそうです。とはいえ、現場の視点に立つと、効率化が図られると言っても、長年使い慣れたシステムや業務フローの切替えには様々な課題やハードルがあるということもお聞きしております。加えて、事業所でのシステム導入の普及率が低いと、その効果も得られず、逆に負担増にもつながってしまうということも危惧しております。そこで最初に、市内の居宅介護支援事業所での状況などを把握してましたら、お聞かせいただければと思います。

○杉山委員長 櫻井補佐。

○櫻井高齢福祉課長補佐 高齢福祉課の櫻井です。落合委員の御質疑にお答えいたします。ケアプランデータ連携システムですが、市内でも、居宅介護支援事業所や——市内の居宅介護支援事業所においても、データ連携を導入済みの事業所が幾つかあることを把握しております。以上です。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。できれば市内の全ての事業者さんが整備が進むと、その効果は絶大だというふうにお聞きしておりますので、その辺の後押しなんかもしていただけたらな——状況なんか、もうちょっと詳細に認識していただけたら、ありがたいなというふうに思っております。

次に、導入されております効果についての——事業者さんの声ですとか、またそれが処遇改善や賃上げなど、しっかりと反映されているのか、その声なども御存じでしたら、お

聞かせいただければと思います。

○杉山委員長 櫻井補佐。

○櫻井高齢福祉課長補佐 お答えいたします。導入済みの事業所からは、これまで紙媒体で起こって行っていた事業所間でのやり取りが、データ連携にすることで、即時に到達する、また相手がデータを受け取ったという到達確認も可能となっており、利便性が上がったというお声を頂いております。一方で、導入して間もない事業者からは、使い慣れていないことにより、余計に手間がかかってしまっている、という意見も確認しております。以上です。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。ちょっと切替えというのは、何かと御苦勞もあるかと思いますが、ぜひ普及率が上がるように見守っていききたいなというふうに思っております。

最後に、そういった高い効果が得られる一方で、先ほど申し上げた課題もあるというふうに存じ上げております。その辺り、当局はどのように認識されているのか。もし可能であれば、このシステム導入の――よその自治体では、補助ですとか支援をしている自治体もあるというふうにお聞きしておりますが、当局のお考えもしあれば、お聞かせ最後いただければと思います。

○杉山委員長 櫻井補佐。

○櫻井高齢福祉課長補佐 お答えいたします。課題として、こちらでも認識しているところとしては、居宅介護支援事業所と、連携先である介護サービス事業所の双方がデータ連携を導入していないと利用することができないという点が挙げられます。国のほうでも、先ほど落合委員おっしゃられたように、令和8年6月からの介護職員等処遇改善加算の算定要件の一つに、ケアプランデータ連携システムの利用を含めておりますので、これによってデータ連携の利用が拡大していくことが見込まれると考えています。今のところ、市のほうでというよりは、国が主導で行っているものではありますので、引き続き国の動向を見守ってまいりたいと思います。以上です。

○杉山委員長 落合委員、よろしいですか。

以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

ここで、根本課長より発言を求められておりますので、発言を認めます。

根本課長。

○根本生活支援課長 生活支援課、根本です。発言の訂正をさせていただいてもよろしいでしょうか。先ほどの根岸委員の質疑における答弁の中で、生活保護を受けていたことを周りに「ばれたくない」と表現いたしました。正しくは、生活保護を受けていたことを周りに「知られたくない」とさせていただきたいと思います。訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○杉山委員長 訂正を認めます。

それでは、当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。議

案第 40 号について、委員間で自由討議が必要と思われる方は挙手願います。——ないので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。市長提出議案について、討論のある方は挙手願います。——なしです。討論なしと認めます。これで市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより市長提出議案の採決を行います。採決は、挙手によって行います。議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）所管事項に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 全員賛成です。よって、議案第 40 号のうち当委員会所管事項は可決しました。

これで当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

執行部の皆様、お疲れさまでした。退室していただいて結構です。委員の皆さんは残っていただき、協議を行います。

一旦休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○杉山委員長 再開します。

それでは、令和 8 年度第 1 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。サイドブックに意見交換会で頂いた御意見・要望のうち、当委員会の所管に属するものを掲載しております。6 月 1 日の議会運営委員会において、調査回答する項目にするかは、振り分けられた委員会で判断すること。また調査方法は、前回と同様に委員会を開催し、執行部に出席していただいて、委員全員で調査を行うことが決定しております。休憩中の協議の結果、当委員会においては、項目番号 2 番、5 番、8 番——5 番・8 番は、ひとまとめにして調査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 異議なしと認めます。次の委員会の日程については、執行部と調整し改めて御連絡いたします。

続いて、所管事務調査、健康福祉部に関する事項、国民健康保険財政調整基金の勉強会についてを議題といたします。3 月 9 日の委員会において、調査していく項目の一つに国保基金が挙げられたため、5 月 20 日に勉強会を行いました。その勉強会の中で、時期を見て、もう一度勉強会を行うということで話がまとまりましたので、今後の進め方について、休憩して、協議を行いたいと思います。

一旦休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○杉山委員長 再開します。

ただいまの休憩中に決まった事項について、お伝えします。今後の国保基金勉強会については、時期・内容について、もう一度ちょっと協議して、時期を見て開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、今後の調査事項については、委員からアンケートを取りまして、調査事項を決めさせていただいて、次回の委員会で示させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。——はい。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。——なしと認めます。以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで、福祉厚生常任委員会を散会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長
